

議案第59号

逗子市保育所条例の一部改正について

逗子市保育所条例の一部を次のように改正する。

令和7年11月28日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市保育所条例の一部を改正する条例

逗子市保育所条例（昭和27年逗子市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第1項に規定する保育士をいう。」に改める。

第4条の見出し中「保育料」を「保育料等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 乳児等通園支援（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）を受ける児童の扶養義務者は、規則で定める額の乳児等通園支援に係る利用料を納めなければならない。

第5条の見出し中「保育料」を「保育料等」に改め、同条中「前条の保育料」を「前条第1項若しくは第2項の保育料又は同条第3項の利用料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正に伴い、市立保育所における職員の要件について改正するとともに、市立保育所において実施する乳児等通園支援事業における利用料の納付等に関する規定を定めるに当たり、改正の要あるため提案する。